

# 令和6年度釜石市地域防災計画（案）の概要

## 1 修正のポイント

岩手県地域防災計画の修正（令和6年3月）に伴う見直し

○令和5年5月に中央防災会議において国の防災基本計画が修正され、岩手県地域防災計画の修正を踏まえ、市地域防災計画の修正を行うもの。

## 2 主な修正内容 防災基本計画の修正（令和5年5月）に伴う主な修正事項

### (1) 多様な主体と連携した被災者支援

○ 災害中間支援組織の育成・強化、関係者の役割分担を明確にした。

（本編第2章第2節 地域防災活動活性化計画）

※本編：P15 本編新旧対照表：P2

- ・ 男女共同参画の視点から、防災会議委員に占める女性の割合を高める取組を追記  
→釜石市防災会議委員40名のうち、13名が女性委員であり、委員総数に占める割合は32.5%となっている。これは一関市の34.3%に次ぐ数字となる。

○ 災害ケースマネジメントなどの被災者支援の仕組みの整備に努めることとした。

（本編第2章第6節 避難対策計画）

※本編：P22 本編新旧対照表：P5

- ・ 国、県は、市の防災体制確保に向けた支援を行うことを追記
- ・ 地域の実情に応じたきめ細やかな被災者支援の仕組みの整備に努めるよう追記  
→当市において、避難行動要支援者（高齢者や障がい者等）の個別避難計画策定を進めており、今後も連携を密にしていくもの。

○ 災害ボランティアセンター設置予定場所の明確化に努めることとした。

（本編 第3章第11節 防災ボランティア活動計画）

※本編：P143 本編新旧対照表：P25

- ・ 災害発生時における釜石市社協との役割分担等を定めること、災害ボランティアセンターの設置予定場所について、明確化しておくことを追記  
→東日本大震災の際は、鈴子町シープラザ遊の隣に設置されていたが、令和4年の岩手県津波浸水想定区域内に入ったことから、設置予定場所については今後協議を進めるもの。

### (2) 情報伝達

○ 長周期地震動階級に係る情報の解説・伝達を明記した。（本編 第3章第2節）

※本編：P90 本編新旧対照表：P19

- 「長周期地震動階級」とは大地震で生じる大きな揺れで、高層ビルなどが大きく長時間揺れ続けること。「震度3以上」を基準としていたが「震度1以上」に修正された。

(3) 国の日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る基本計画等の変更を踏まえた修正

○ 後発地震注意情報の解説に努めるとともに、正確な情報を伝達することを追記

※本編：P90 本編新旧対照表：P19

- ・ 国県及び市は、住民が容易に理解できるよう、各種地震情報や後発地震注意情報等の解説に努める。

→先日発表された「南海トラフ地震臨時情報」では、大地震に1週間程度の警戒が呼びかけられた。「後発地震注意情報」が発表された際は同様に、報道機関等の協力を得ながら防災行政無線等で周知するもの。

(4) 自主防災組織の追加

○ 自主防災組織の現況

※資料編 2-2-1 (P21)

【追加】

本郷防災会（令和6年2月結成） 46組織→47組織に。（1増）

(5) 市が指定する緊急避難場所の修正

○ 洪水・土砂災害緊急避難場所

※資料編 3-14-2 (P201)

【指定解除】

双葉小学校地域連携施設、栗林小学校体育館

【新規指定】

栗林小学校校舎（2階）

→令和元年に岩手県が公表した甲子川及び鶴住居川の浸水想定区域において、緊急避難場所の見直しを行った。上記2施設においては浸水想定区域や一部土砂災害区域にかかっていたものの、災害の程度に応じた運用面での利用を行っていた。しかし、昨今の線状降水帯や台風など気象災害の激甚化もあり、安全を最優先に指定を解除するもの。

(6) 防災関係機関からの意見を踏まえた修正 ～釜石警察署

○ 指定地方行政機関に岩手県警察本部、釜石警察署を追記

（本編第1章第5節 防災関係機関の責務及び業務の大綱）

※本編：P5 本編新旧対照表：P1

○ 釜石警察署の表現をわかりやすく修正

（本編第3章第21節 行方不明者の捜索及び遺体の処理・埋葬計画）

※本編：P195 本編新旧対照表：P28